

## (第1-3関係) 補足資料10 特別監察において不適切な取扱いが確認された DNA型鑑定(239件)の目的別の内訳

- ▷ 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)には、「犯罪捜査目的」のものが192件、「犯罪捜査目的以外」のものが47件あり、その内訳は次のとおりであった。

### 【犯罪捜査目的 192件】

#### I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 121件

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

#### II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 11件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

#### III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 60件

死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

### 【犯罪捜査目的以外 47件】

#### IV 死体の身元を確認するための鑑定 32件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

#### V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 15件

行方不明者が使用していた歯ブラシ等から採取した資料や行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。